

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉野幹線地区）を行うことについて令和3年1月15日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和3年1月27日から同年2月16日まで縦覧に供する。

令和3年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造